

## 有価証券上場規程別表の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新			旧		
第1 株券 (上場手数料)			第1 株券 (上場手数料)		
区分	納入期	徴収標準(定額・定率)	区分	納入期	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者による上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>[定額] (略)</p> <p>[定率] 上場株式数にかかわらず、次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、当該合計金額が1,900万円を超えるときは、1,900万円とする。</p> <p>(1) 上場申請に係る公募の1株当たりの発行価格に当該公募株式数(新規上場申請者が外国会社である場合は、上場申請に係る株式数のうち本邦内における公募に伴い上場する株式数をいう。)を乗じて得た金額の万分の4</p> <p>(2) 1株当たりの売出価格に売出しを行う株式数を乗じて得た金額の万分の1</p>	新規上場申請者による上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>[定額] (略)</p> <p>[定率] 上場株式数にかかわらず、次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、当該合計金額が1,900万円を超えるときは、1,900万円とする。</p> <p>(1) 上場申請に係る公募の1株当たりの発行価額に当該公募株式数(新規上場申請者が外国会社である場合は、上場申請に係る株式数のうち本邦内における公募に伴い上場する株式数をいう。)を乗じて得た金額の万分の4</p> <p>(2) 1株当たりの売出価額に売出を行う株式数を乗じて得た金額の万分の1</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 付 則

この別表は、平成23年6月10日から施行する。